

# 一時預かり(ひまわり)のしおり

## 《お知らせ》

- 利用時間 午前8時から午後5時までの間
- 利用料 最初の4時間までは一律1,000円  
4時間を超える場合は1時間につき250円加算  
給食費は別途【1食240円(おやつ込)・おやつ代40円】
- 支払方法 利用料は利用月の翌月10日までに納入通知書により納めてください。
- 1日の利用で予約してあっても、お子さんの体調によってはお迎えに来て頂く場合があります。(発熱・嘔吐・下痢・体調異常等)
- 予約は1ヶ月前から(1ヶ月単位)の受付となります。
- 予約した日をお休み・キャンセルする場合は当日の8時までに必ず御連絡ください。

## 《持ち物》

- ① 着替え2~3組(服の上下、下着等)  
※着替えは汚れても心配のないもの、フードやスカートでないものをお願いします。
- ② ゴム付の帽子
- ③ 洗濯物や汚れ物を入れる袋(ビニール袋等)
- ④ 手ふきタオル、コップ、おはし、スプーン
- ⑤ 3歳児以上は白米(お弁当箱に入れて)



※食物アレルギー児童の除去食については、対応ができない場合があります。  
その場合は、弁当を持参してください。

## 《乳児は以上の持ち物に加えて下記の物を準備してください。》

- ・おむつ又は布パンツ……汚物は持ち帰りになります。
- ・食事用エプロン又はスタイ3枚
- ・マグマグ等(お子さんが水分補給できる入れ物)

## 《園での投薬について》

- 園での投薬は医師処方の方に限ります。
- 投薬連絡票・薬の情報提書・1回分の薬をジップロックかチャック付きの袋に入れて持ってきてください。保育士に手渡しをお願いします。

# 吉田町立保育所一時預かり事業



## 利用までの流れ

- ① 新規利用について、すみれ保育園に連絡後お子さんと一緒にすみれ保育園にて面談を実施。

\* 申請書類一式を配布 ※ホームページからダウンロード可能

- ② **前月 15 日まで**に利用申し込み。 \* 提出書類 \*

(予約受付は1ヶ月分まで)

利用申込書 (様式第1号)

児童健康状況調べ (年1回)

個人・緊急連絡カード (年1回)

- ③ 25日くらいに決定通知を発送。

- ④ 利用日当日。 \* 持参書類 \*

連絡票 (お送り時)

利用承認 (不承認) 決定通知書 (お迎え時)

(様式第3号)

## 変更の場合

- ① 事前に TEL で連絡後、**利用変更申込書 (様式第2号)** を提出。
- ② 変更について家庭へ連絡、**変更決定通知書 (様式第4号)** を発送。
- ③ 利用。

## 取り消しの場合

- ① 取り消しについては、当日 8 : 00 までに連絡。



## 健康管理

お子さんが感染性の病気（下記一覧表を参照）にかかった時は、一時預かりの予約をしても、お預かりすることができません。

### 登園してはいけない病気一覧（学校保健安全法施行規則より）

分類	事由（病名）	出席停止の期間
第1類	エボラ出血熱 クリミアコンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア SARS 鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで
第2類	インフルエンザ (H5N1及び新型を除く)	発生した後5日を経過しかつ解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発見した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発しんが消失するまで
	水ぼうそう	すべての発しんが皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3類	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

感染症は集団生活で爆発的に広まります。早期発見し医師の指示に従いましょう。

# 緊急時（東海地震注意情報発令・地震警戒宣言発令・地震・火災・台風・暴風雨等）のお迎えについて

## (1) 東海地震注意情報発令・地震警戒宣言発令の場合

保育を中止し、保護者への引渡しを行いますので、保護者は速やかにお迎えをお願いします。園外保育に出ている場合は、現地で引き渡しを行いますので、現地までお迎をお願いします。

テレビ、ラジオの報道に気をつけてください。  
発令中の保育は行いません。  
電話での問い合わせは一切できません。  
自動車でのお迎えはご遠慮ください。

保育園の避難場所は下記のとおりです。

保育園名	一次避難場所	二次避難場所
さくら保育園	園庭	住吉小学校
すみれ保育園	園庭	
さゆり保育園	屋上プール	吉田高校
わかば保育園	園庭	自彊小学校

お迎えは保護者等が保育園（避難所）に直接来所していただいた場合のみ引き渡しをします。ただし、引き渡しについては、担任保育士に保護者等の氏名、子どもとの続柄を伝え保育士の了解を得てから連れてお帰りください。通園途上における行動は、地域住民の行動に準じてください。

## (2) 地震、火災発生の場合

保護者が、責任をもって保育園へお迎えに来てください。

## (3) 台風、暴風雨等の場合

台風、暴風雨（気象）情報により、町長の指示で休園や緊急のお迎えをお願いします。この場合は連絡をいたしますので、よろしくお願いします。

# 福祉サービスの苦情解決 Q & A

## 「苦情解決の仕組み」

福祉施設などの福祉サービス事業者は苦情相談に向けて「苦情受付担当者や責任者」を配置して、苦情を受け入れやすい環境整備を行うこととされています。さらに事業者は、役職員以外で信頼性がある「第三者委員」を任命し、適切な苦情相談に当たることとなっております。

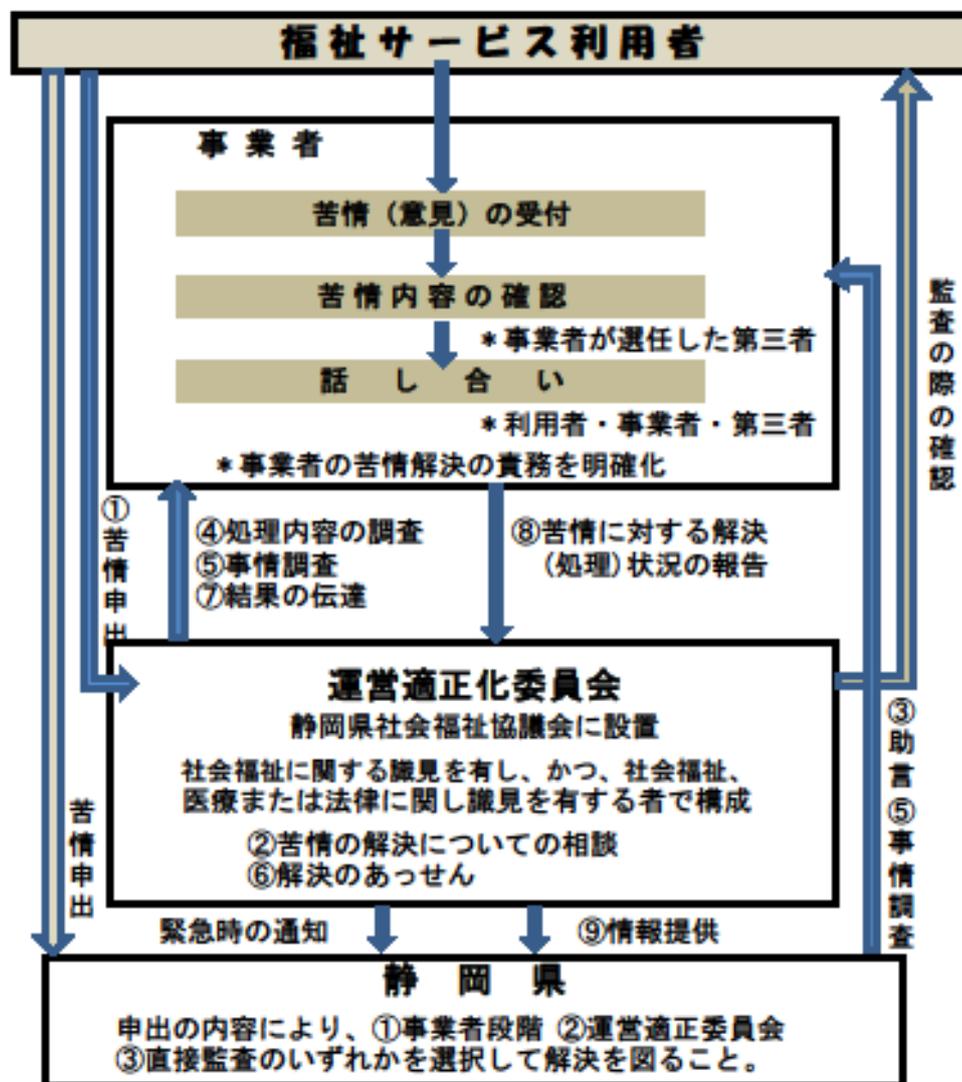
このことから、運営適正化委員会が受け付ける苦情は、原則的に事業者段階で解決できなかった事柄や事業者へ直接申し出にくい事柄になります。

静岡県福祉サービス運営適正委員会とは…

この委員会は県社会福祉協議会に設置され、社会福祉、法律、医療などの学識経験者で構成される構正・中立な「第三者機関」です。

委員会の仕事は、次の二つです。

- ①福祉サービスに関する苦情相談・解決に向けての支援
- ②福祉サービス利用援助事業の適切な運営の確保



Q1. どのようなことについて相談できるのですか？

A1. 児童、高齢者、障害者などの福祉施設や、在宅の各種福祉サービスについて主に次の事柄について相談できます。

- 福祉サービスのサービス内容に関すること
- 福祉サービスの利用契約や契約解除に関する事など

Q2. 誰でも相談ができるのですか？

A2. 相談を受けることができるのは…

- 福祉サービスを受けている人やその家族
- 民生委員児童委員や福祉サービス事業所の職員 など

静岡県福祉サービス適正委員会

☆相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

〒420-8670 静岡県静岡市葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館内 受付時間 月曜日～金曜日  
電話 054-653-0840 FAX 054-653-2782



# 投薬についてお願い



保護者の方には、「薬は大事なもの」という意識を持っていただきたいと思います。  
 職員も薬の取り扱いには細心の注意を払っていますが、大勢のお子さんを限られた職員で  
 対応することになった場合、薬の間違いが起こらないとは言い切れません。  
**万が一の間違えを防ぐためにも、安易に薬を持参することがないようにしてください。**  
 皆さんの御協力をお願いします。

- **医師が処方したもの、その医師の処方により薬局で調剤したものに限り**ます。  
 必ず薬剤情報提供書を添付してください。(コピー可)  
 ※保護者の個人的な判断で持参した薬(市販薬・以前病院から処方された薬・家族の薬)  
 は預かることはできませんので、ご承知おきください。

- **薬は1回分のみとし、袋や容器には名前を記載してください。**  
 投薬連絡票に記入し、透明なジッパー付の袋に入れてください。



- **直接職員に手渡しをしてください。**  
 (かばんに入れたままや、お子さんから渡された場合には対応いたしません。)

## 薬持参のしかた

